

令和 7 年 6 月 18 日

(仮称) つがる洋上風力発電事業環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 事業計画の検討及び見直し

本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目ごとに適切に環境影響評価を行った上で、環境影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や仕様等を決定すること。

風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、その検討過程を準備書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(2) 環境保全措置

環境影響評価項目ごとに適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

(3) 累積的な影響

対象事業実施区域周辺には、他事業者による既存及び計画中的風力発電事業が多数存在することから、他事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなど、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

(5) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、インターネット公開時に印刷やダウンロードを可能とするとともに、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音、風車の影

対象事業実施区域周辺には住居等が多数存在しており、施設の稼働に伴う騒音（超低周波音を含む。）及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 動物

ア 対象事業実施区域周辺の陸上では、多くのコウモリ類の生息が確認されており、施設の稼働により、これらのコウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、事後調査に持ち越さず、適切な環境保全措置を講ずること。

イ ユビナガコウモリについて、北金ヶ沢の洞窟やガンガラ穴で越冬が確認され、中泊地域で夏季の生息が確認されており、春季に移動することが推測されるため、その生息状況を確認すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺では、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、クマタカ等の希少猛きん類の生息が確認されているほか、ガン類、ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路となっている。施設の稼働により、これらの鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 生態系

対象事業実施区域及びその周辺には、海鳥の重要生息地（マリーン I B A）、生物多様性の観点から重要度の高い海域（沿岸域）、田光沼鳥獣保護区、平滝沼鳥獣保護区、屏風山鳥獣保護区及び湯舟鳥獣保護区が存在している。風力発電設備の設置やそれに伴う地形改変により、動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼ

すおそれがあることから、影響を回避又は極力低減するよう、風力発電設備の配置等を検討するとともに、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 景観

ア 対象事業実施区域周辺には、方法書で設定した景観調査地点の他に、青森県景観条例に基づく「ふるさと眺望点」である亀ヶ岡石器時代遺跡、田小屋野遺跡等が存在していることから、これらを調査地点に加えることを検討するとともに、風力発電設備の設置により、眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、現地調査により眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

イ 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。